

# 市民参加実施予定シート

担当課：まちづくり推進課

予定  
 令和8年4月1日時点

## (1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	江戸川台駅東口周辺地区再整備事業	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 整備を通じて、「ここに居たい、ここに来たい」と感じられる場を創出し、江戸川台駅東口周辺地区の活性化を推進する。 〈デメリット〉 特になし。
正式名称	江戸川台駅東口周辺地区再整備事業		
概要	本事業は、令和5年2月に策定した「江戸川台駅東口周辺地区エリアビジョン」を基に整備を進めている。本事業は、市民等の生活に密接に関わるものであるため、ジェット口跡地、駅前広場、商店街通りに関する整備方針を市民等に示すものである。	上位計画の有無	無（流山市独自）

## (2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
■	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数 実施	意見交換会	令和7年9月5,6日	自治会 近隣住民 事業区域内の沿道権利者	1050886	-	本事業は、市民の生活に密接に関わるものであるため、整備方針を説明し、共有を図ることが必要であると考えたため。
	その他(説明会)	令和7年12月19日、20日予定	自治会 近隣住民 事業区域内の沿道権利者	-	-	意見交換会での参加者の意見を取りまとめ、それを反映した整備方針を市民等へ共有するため。

## (4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和6年度		令和7年度												令和8年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
							☆9/5,6 意見交換会(ジェット口跡地、駅前広場、商店街通りに				↔ 説明会				

## (5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	令和7年8月1日	意見交換会の日程が確定したため。			
関連するHPの広報ID	令和7年8月1日	新たに意見交換会のホームページを作成したため。			
スケジュール	令和7年9月7日	説明会の開催時期が変更になったため。			